

あきたパートナーシップ宣誓証明制度で利用できるサービス一覧

(令和5年6月現在)

宣誓書受領証明書を提示することで、各種サービスを受ける際に、お二人が結婚に準じたパートナーシップ関係にあることを証明できます。

1 公営住宅

以下の市町村及び県の公営住宅に入居する際の手続に利用できます。

ただし、手続に当たっては、他の入居希望者と同様の審査がありますので、ご注意ください。

秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市
鹿角市	由利本荘市	潟上市	大仙市	北秋田市	にかほ市
仙北市	小坂町	上小阿仁村	藤里町	三種町	八峰町
八郎潟町	井川町	美郷町	羽後町	東成瀬村(※)	
秋田県					

※ 村内の空き家や定住住宅等への入居に限る。

2 公立病院

以下の公立病院における面会の手続において利用できます。

従前より宣誓書受領証明書の提示の有無にかかわらず入院患者本人への確認により面会できるところもありますが、入院患者の病状等により面会ができない場合もあります。詳しくは、それぞれの病院にお問い合わせください。

市立秋田総合病院	市立横手病院	市立大森病院	大館市立総合病院
大館市立扇田病院	男鹿みなと市民病院	市立大曲病院	北秋田市民病院
市立田沢湖病院	市立角館病院	町立羽後病院	
秋田県立循環器・脳脊髄センター			
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター			

3 その他

宣誓書受領証明書の受領の際に希望によりあきた結婚応援パスポート(※)の交付を受けることができるほか、生活保護や要介護認定などの手続においてお二人の関係の証明に使用することができる場合があります。詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

※あきた結婚応援パスポート

交付から1年間、パスポートを提示することで県内の協賛店舗からお得な優待サービスを受けることができます。協賛店舗の情報は、県の公式サイト「いっしょにねっと。」<https://commo.n3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>で確認できます。